

地域県土警察常任委員会資料

(令和6年9月17日)

陳情6年地域第28号

(インターネット公開版)

鳥取県議会

陳 情 文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
6年-28 (R6.7.24)	地 域	県民参画基本条例の趣旨を踏まえた県政の運営について	

▶陳情事項

県は、鳥取県民参画基本条例の趣旨を踏まえ、その所掌事務について県民から説明を求められた場合、分かりやすく丁寧な説明を行うことを執行部に求めること。

▶陳情理由

私は、令和6年7月12日付けで「書類受付時のチェック体制の強化について」という陳情を提出した。この陳情は、おおむね次のとおりである。

“このたび、鳥取県中部総合事務所（県民福祉局中部振興課）に申請書類を提出したところ、令和6年7月4日付けで当該申請に係る書類を閲覧できることになった旨、確定的な部長名の決定通知を受け取ったが、実際に閲覧に向いたところ、担当者に「やっぱり本人確認にミスがあったかもしれない。」と言われ、結果、当日、閲覧がかなわなかった”というものである。

当該陳情においては、県への申請に係る本人確認が必要な場合、それを適切に行うことを求めている。なお、その書類は、7月22日現在、まだ閲覧できていない。

さて、今回、7月22日、中部総合事務所に、（前回は、閲覧時には通常本人確認書類を要求されないことから、本人確認書類を持っていなかった）ので当該申請に係る本人確認手続きとして、パスポートを持参した際のことである。そこで、中部総合事務所の担当者を通じ、「パスポートは本人確認書類として使えるか」を県民課に聞いてもらったところ、結論、パスポートは本人確認書類として使えないそうであった。本人確認書類として使えるのは、「鳥取県個人情報の保護に関する法律等施行規則」第9条で、次のとおりとされており、これは「限定列举」（すなわち、本人確認書類として、これ以外を許さない趣旨）だというのである。

（鳥取県個人情報の保護に関する法律等施行規則第9条 抜粋）

- （1） 開示請求書に記載されている開示請求者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示を受ける者が本人であること（法第76条第2項の規定による開示請求にあっては、本人の代理人であること。以下この条において同じ。）を確認するに足りるもの

- （2） 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提出し、又は提示することができない場合にあっては、当該開示を受ける者が本人である

ことを確認するため実施機関が適当と認める書類

しかし、私は限りなく法律の素人だが、この条文のどこをどう見ても「その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示を受ける者が本人であることを確認するに足りるもの」との記載があることから、「例示列举」のように思われた。旅券は、旅券法に基づき交付された書類なのだから、本人確認書類として使えないのか確認してほしいと、担当者に再度伝えたのである。すると担当者は、そういう込み入った話になると、あなたが直接県民課に確認してほしいと匙を投げ、確認を拒んできたのである。

今回のケースをあらためて振り返る。

- 1 総合事務所職員の本人確認の方法にミスがあり、閲覧に係る開示決定がすでに出ているにもかかわらず、書類持参をした当日、「やっぱり見せられない。」という事態が発生した。
- 2 後日、本人確認書類として、パスポートを持参した。
- 3 パスポートは、鳥取県個人情報の保護に関する法律等施行規則に「限定列举」されている本人確認書類に含まれないから、本人確認書類として使えないと言われる。
- 4 しかし、一見して明白に、この記載は「例示列举」のように思われたことから、総合事務所から県民課に聞いて、旅券をこの場で提示して、閲覧ができるか再度確認してほしいと願う。
- 5 「これは、県民課がそう言っているから、そのまま県民課の見解をお伝えしている。足羽さんが例示列举と思われるなら、そういう込み入った話になると、あなたが直接確認してほしい。」と、匙を投げられた。

こうして考えると、中部総合事務所県民福祉局中部振興課は、「パスポートは、本人確認書類として使えない」という点について、重要な疑義があるのだから、「個人情報開示請求に付随した手続き」として、本人確認書類としての可否を、改めて所管課たる県民課に確認してくれても良さそうなものである。実際、担当者も「個人的には、パスポートも本人確認書類として使えると思う。」「県民課は融通のきかないガチガチの対応をしている。」と言っておられた。取次をしてくれなかった理由を、後から担当者に問うと「うちには他にも事務がある中で、全部間に入っているのは煩雑であるし、語弊・齟齬が生じてはいけない。」また、「所管課たる県民課が、限定列举だと言っている。」「県民課に、何度も電話してきて迷惑がられるといけないので、その気持ちを忖度して、こちらとしてもなかなか何度も電話できない。」ということだった。

しかし、慮るべきは、職員間の気持ちの忖度だろうか。今回、私は本人確認のミスで本人確認書類の提示のため、何度も総合事務所を訪れているのである。パスポートを本人確認書類に使えるか、この条文は本当に限定列举なのか、確認してくれるのは、事務の範疇だと思うのである。

(参考) 鳥取県中部総合事務所県民福祉局中部振興課の所掌事務

中部地震復興支援、防災対策、地方創生、令和新时代創造県民運動推進、NPO法人認証、総合相談、人権に関する相談、公聴活動、情報公開制度、個人情報保護制度、行政手続制度、同和対策、総合芸術文化祭 ほか

鳥取県民参画基本条例にも、

第4条 県民は、県による情報提供に関し、詳しく、かつ、分かりやすい説明を行うよう求めることができる。

第5条 県は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に基づき、県政に対する県民の知る権利を尊重し、県の諸活動を県民に説明する責務を全うするため、情報公開の請求には適正に対応しなければならない。

とある。

なお、結局、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド」（行政機関等向け）において、政令の規定により提示又は提出を求める本人確認書類は例示されており、旅券については「やむを得ない理由により提示又は提出できない場合に、代替として有効な書類になり得る

と考えられるもの」に含まれていることが、後から分かった。

いずれにせよ、こういった難しい法律の話はさておき、県は、県民に所掌事務に関する丁寧な説明や事務の取次をする（この場合であれば、旅券が本人確認書類として使えるか、その根拠を答える）のは当然のことだと思ふのである。

については、鳥取県民参画基本条例の趣旨を踏まえ、県は、所掌事務について県民から説明を求められた場合、分かりやすく丁寧な説明を行うことを執行部に求めていただきたく、陳情するものである。

▶提出者

足羽 佑太 （倉吉市）

現状と県の取組状況

執行部提出参考資料

地域社会振興部（県民課）

【県の取組状況】

鳥取県民参画基本条例第4条第1項の規定により、「県民は、県による情報提供に関し、詳しく、かつ、分かりやすい説明を行うよう求めることができる」旨が定められている。また、県が所掌する行政手続については、行政手続法第9条第2項並びに鳥取県行政手続条例第9条第2項及び第3項において、同様の規定が定められている。

知事部局では、これらの各法令の趣旨を踏まえ、各課室において、所掌する行政手続に係る情報提供、教示、説明等を適宜行っている。

関係法令①：鳥取県民参画基本条例（平成25年鳥取県条例第3号）抄

（情報の提供）

第4条 県民は、県による情報提供に関し、詳しく、かつ、分かりやすい説明を行うよう求めることができる。

2 略

関係法令②：行政手続法（平成5年法律第88号）抄

（情報の提供）

第9条 略

2 行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

関係法令③：鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号）抄

（情報の提供）

第9条 略

2 知事等は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報を提供するものとする。

3 許認可等に携わる者は、申請をしようとする者から当該申請に係る相談、照会等があった場合においては、当該申請に必要な情報を提供するほか、当該申請をしようとする者の権利利益を侵害することのないよう配慮するものとし、適切に対応しなければならない。

【参考】陳情者が適示する事案に係る中部総合事務所及び県民課による対応

- ・ 令和6年6月 申請者が中部総合事務所に、申請者住所欄に地名Aを記載した申請書を持参。
当該申請は、申請時の本人確認が法令上義務付けられていることから、中部総合事務所職員が本人確認書類の提示を求めたところ、申請者が住所欄に地名Bと記載された公的証明書を提示。当該職員は、照合にあたり地名Aと地名Bが極めて類似していたこともあり、地名Aと地名Bとの不一致について誤認し、本人確認を完了したものとして処理。当該申請書を受付。
- ・ 令和6年7月4日 県民課が申請者に対し、書類アの閲覧を認容する旨を決定し、同日付で決定通知書を送付。
なお、当該決定通知書において、なりすまし防止の観点から、閲覧の実施の際にも本人確認書類（なお、旅券可との記載なし）の再提示が必要である旨、開示の実施の準備を行う必要があるため来庁予定日の前日までに担当課へ予約していただきたい旨を併せて教示。
- ・ 令和6年7月12日 申請者が中部総合事務所に、書類アを閲覧するため来庁（事前予約なし）。
中部総合事務所職員が、閲覧を実施する前に、本人確認のため申請者から公的証明書の提示を受けたところ、公的証明書の住所欄の地名Bと申請書の申請者住所欄の地名Aの不一致を現認。当該職員は、法令の規定に基づき、申請書に記載されている申請者の住所と同一の住所が記

載されている公的証明書の提示を受けることができないことから、閲覧を実施することができない旨を説明するとともに、申請書の住所欄に記載されている地名Aが住所であることを証明できる公的証明書の提示を申請者に要請。併せて、当該職員が、申請書記載の住所欄の地名Aについて申請者に質問したところ、申請者は、地名Aは自らの住所とは異なる旨、公的証明書の住所欄記載の地名Bに現在居住されている旨の二点を回答。

当該職員は、仮に地名Aが従前の住所であれば、住所の履歴に係る公的証明書を市町村役場で入手の上、改めて持参されるよう教示。

- ・令和6年7月19日 申請者が中部総合事務所に、書類アを閲覧するため来庁（事前予約なし）。

申請者は、当該職員に対し、7月12日に提示したものと同種で失効済みの公的証明書を提示したが、この住所欄の地名も、申請書の申請者住所欄の地名Aとは不一致。当該職員は、法令の規定に基づき、申請書に記載されている申請者の住所と同一の住所が記載されている公的証明書の提示を受けることができないため、閲覧を実施することができない旨を説明。

申請者は、地名Aと地名Bの相違は軽微であり、決定通知を受けた以上、自分に落ち度は全くなき、もっぱら県の不手際である旨を申付け。

申請者は、申請者住所欄に地名Bを記載した申請書を別に作成し、中部総合事務所窓口へ提出。

- ・令和6年7月22日 請求者が中部総合事務所に、7月4日付け決定通知に基づき、書類アの閲覧を求めて来庁（事前予約なし）。

申請者は、中部総合事務所職員に対し、失効済みの旅券を提示。当該職員は、当該失効済みの旅券の住所記入欄の記載が地名Aであることを現認し、制度所管課である県民課に疑義照会の上、当該申請手続に係る法令上、旅券は、他に有効な公的証明書を保有していないことにつきやむを得ない理由がある場合にのみ例外的に本人確認書類として用いることができ、既に他に有効な公的証明書を保有している申請者の場合には、当てはまらない旨を回答。また、申請者が根拠資料の提示を求めたことから、その場で直ちに、個人情報保護委員会事務局「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関向け）」がインターネットで公表されている旨を教示。

申請者は、引き続き同事務所内でインターネットを閲覧し、同資料の内容を確認。

当該職員は、申請者に対し、そもそもこの決定通知の担当課は県民課であり、本決定の取扱いについて疑義があるのであれば、県民課に直接問い合わせさせていただきたい旨を説明。

参考法令①：鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）抄

（開示の際の本人等確認手続）

第15条 保有個人情報の開示を受ける者は、実施機関に、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類として規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

参考法令②：鳥取県個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年鳥取県規則第6号）抄

（開示の実施における本人確認手続）

第9条 条例第15条の規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

- (1) 開示請求書に記載されている開示請求者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示を受ける者が本人であること（法第76条第2項の規定による開示請求にあつては、本人の代理人であること。以下この条において同じ。）を確認するに足りるもの
- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提出し、又は提示することができない場合にあつては、当該開示を受ける者が本人であることを確認するため実施機関が適当と認める書類